

関係者不在宿泊施設用消防計画追加事項例（作成例）

1 関係者*不在時間（※所有者、管理者又は占有者（従業員を含む））

✓	関係者不在施設（常時不在）	
	関係者不在施設（一部不在 不在時間帯	例：毎日夜間）

2 利用者への情報提供

(1) 施設利用者に対して、以下により関係者不在であることを周知する。

≪施設利用開始前の周知≫ <input checked="" type="checkbox"/> インターネット予約時のWebページで周知 <input checked="" type="checkbox"/> 予約確認メールのメッセージに併せて記載	≪施設利用開始時の周知≫ <input checked="" type="checkbox"/> 利用規約に明記 <input checked="" type="checkbox"/> 避難経路図とともに客室に掲示 <input checked="" type="checkbox"/> 客室やロビーなどに備え付けるリーフレットに記載 <input type="checkbox"/> 客室に設置されているディスプレイに表示
---	--

(2) 施設利用者に対して、前(1)の方法により喫煙ルール及び火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について周知する。

(3) 施設利用者に対して、前(1)の方法により火災発生時は避難を最優先とすること及び安全を確保したうえで可能なかぎり通報及び初期消火を行うなど災害時の対応手順等について周知する。

3 日常の防火管理業務

(1) 日常の防火管理業務の実施体制及び自主検査結果の防火管理者への報告要領は次のとおりとする。防火管理者は都度確認を行うとともに、不備等があった場合は、速やかに改善の措置を講ずる。

	実施者	巡回頻度等	防火管理者への報告要領
日常の 自主検査	<input type="checkbox"/> 防火管理者による巡回		/
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係者による巡回 〔 管理部施設担当者 〕	毎週金曜日 (主に共用部分を実施する)	管理室に備え付けのチェック表を活用。月末に防火管理者へ提出する。 ※不備があった場合はその都度報告
	<input checked="" type="checkbox"/> 外部事業者による巡回 〔 ●●クリーニング(株) 〕	客室利用の都度	上記と同様 ※不備があった場合はその都度報告
	<input type="checkbox"/> 監視カメラ、各種センサー等 ※おおむね月に1回は防火管理者、関係者又は外部事業者のいずれかが巡回により目視で現場を確認	実施者： 頻度： (月1回以上)	※不備があった場合はその都度報告

(2) 寝具類からの出火・延焼を防ぐため、以下のものについて防災製品を使用する。

- ふとん・マットレス等
- ふとんカバー・マットレスカバー等
- 毛布・タオルケット等

(3) 防火管理者は定期的に「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（令和7年3月28日消防予第135号総務省消防庁予防課長通知）への適合状況を確認する。

4 火災発生時の応急対策

(1) 防火管理者等*は施設利用者等から火災発生の連絡を受けた場合は速やかに現場に駆け付け、施設利用者の避難誘導等の対応を行うとともに、出火場所、避難者及び逃げ遅れた者等の情報を把握し、消防活動へ協力できる体制を確保する。

※ 防火管理者等：防火管理者又は各事業所の防火管理上の維持管理を担当する部署の従業員等

(2) 関係者が不在になることを踏まえ次の措置を講じる

【火災の早期覚知のための対策】

- 自動火災報知設備の遠隔移報装置（警備会社等）
- 監視カメラ等による遠隔監視
- その他（**警備会社と契約**）

【消防機関への早期通報のための対策】

- 事業所火災直接通報制度の活用
- 事業所火災代理通報制度の活用
- その他（

【施設利用者の安全な避難のための対策】

- 遠隔放送での避難誘導のアナウンス
- 自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージ
- その他（

(3) 緊急時の連絡先

電話番号 **0120-△△△△-△△△△（24時間コールセンター）**

緊急時の連絡先は、施設内のわかりやすい箇所に掲示する。

【**掲示箇所：施設入り口（屋外側）、施設内掲示板**】

（入り口が常時施錠されている施設は、セキュリティ外側へも合わせて掲示を行う）

5 自衛消防訓練

(1) 日常の防火管理業務を行う関係者や外部事業者は「ネットで自衛消防訓練」などを活用し雇用形態に関わらず訓練を実施する。また、訓練と合わせて関係者不在時の利用者を想定し、利用者目線で災害時の一連の対応行動を行い、利用者の安全を確保する措置がされているかの確認を行う。

(2) 関係者不在時の火災を想定し、火災の発生の覚知後、速やかに現場に駆けつけ「4 火災発生時の応急対策」に定める対応を行う訓練を実施する。

6 外部事業者との連携

日常の点検を外部事業者が実施する場合は、日常の点検が適正に行われるように、委託契約等で明確に定めるとともに、消防計画に定める自主検査の項目内容について十分に周知する。

7 その他必要な事項

関係者不在宿泊施設用消防計画追加事項例 解説

1 関係者不在時間

(1) 用語の定義

ア 「関係者」とは、所有者、管理者又は占有者（従業員を含む）をいう。

イ 「常時不在」とは、営業中に常時関係者が不在となることをいう。

ウ 「一部不在」とは、営業中の一部時間帯に限り関係者が不在となることをいう。

エ 「外部事業者」とは、清掃や物品の補充等の業務を委託された事業者や特定の契約にて業務を委託された事業者等をいう。

(2) 一部不在となる施設については、不在となる時間帯を消防計画に明記する。

例① 不在となる時間が明確に定まっている場合

不在時間帯 22時00分～翌9時00分まで

例② 不在となる時間が明確に定まっていない場合

不在時間帯 毎日夜間

2 利用者への情報提供

(1) 関係者が常時不在又は一部時間帯で不在となることや、それに伴う火災発生時の行動等について、施設利用開始時の他、予約時の段階から施設利用者に対して確実に提供し、安全を確保する必要がある。

(2) 関係者不在施設においても、火災の発生を未然に防ぐとともに、被害の拡大を最小限に抑えるため、平時の火災予防を適切に行うことが必要であり、施設利用者に対して火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について周知する機会が限られることから、(1)と同様の方法で確実に周知する必要がある。

(3) 関係者不在の宿泊施設では、関係者により初期消火を行うことが困難であることから、施設利用者に対しては、火災発生時は避難を最優先であることを周知する。なお、安全が確保できる場合は、可能な限り通報及び初期消火を行うことを合わせて周知する。

3 日常の防火管理業務

関係者不在施設では日常的な管理を行うものがないため、自主検査に定める項目を防火管理者、関係者又は外部事業者が巡回により適切に点検することが必要である。

(1) 関係者又は外部事業者が日常の自主検査を実施する場合は、防火管理者が自主検査の実施状況を適切に把握できるように、防火管理者への報告要領を定める。火災予防上必要な自主検査項目について、現場での目視による確認に替えて、監視カメラ、各種センサー等で対応する場合は、おおむね月に1回は防火管理者、関係者又は外部事業者のいずれかにより目視で現場を確認し、その状況を防火管理者へ報告する体制を確保する。

(2) 消防法で義務付けられるカーテンやじゅうたんなどは防災物品を使用するほか、寝具類からの出火・延焼を防ぐため、以下の製品については防災製品を使用する。

ア ふとん・マットレス等

イ ふとんカバー・マットレスカバー等

ウ 毛布・タオルケット等

(3) 施設の防火管理体制が適切に維持管理されるよう、防火管理者は定期的に「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（令和7年3月28日 消防予第135号総務省消防庁予防課長通知、総務省消防庁HP：<http://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-18.html>）を活用し、適合状況の確認を行う。

4 火災発生時の応急対策

(1) 防火管理者等は、現場に到着した消防隊に情報提供することができるように、火災を早期に覚知し、現場へ駆け付けられる体制を構築する。駆け付けた際は、速やかに、出火場所、避難者や逃げ遅れた者の氏名等の情報を収集し、消防隊へ情報提供を行うための要領を定めておく。

駆けつけた防火管理者等が避難の状況を把握するため、屋外の安全な場所を利用者の一時避難場所として定め、その旨を周知しておくことも考えられる。

(2) 関係者が常に火災の発生を知ることができ、早期通報や避難行動を促すために、以下の方法により

施設の実態に応じた措置を講じる。

ア 自動火災報知設備の遠隔移報装置を經由して関係者が早期に火災を覚知し通報する方法

イ 共用部に設置した監視カメラ等により遠隔監視し、関係者が早期に火災を覚知し通報する方法

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備を設置し自動火災報知設備と連動させることにより早期に火災を覚知し通報する方法（事業所火災直接通報制度）

エ 事業所火災代理通報認定事業者（警備会社等）との契約により関係者が早期に火災を覚知し通報する方法（事業所火災代理通報制度）

オ 遠隔放送により避難誘導のアナウンスを行い、避難行動を促す方法

カ 自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージを施設内に設置することで、避難行動を促す方法

(3) 利用者が火災を発見した場合に速やかに通報できるように通報要領を施設内外の見やすい位置に掲示するとともに、消防隊が現場で関係者に連絡を取る際の緊急時の連絡先を施設内外に掲示する。

5 自衛消防訓練

(1) 以下の例を参考に、施設に関係者がいる時間帯と不在となる時間帯の双方を想定し、それぞれの時間帯における対応者に対し、施設の実情に即した訓練を実施する。

ア 雇用形態にかかわらず、従業員（特に採用後間もない従業員）に対する教育・訓練の体制を確立する。

イ 法令で定められた内容に加え、「ネットで自衛消防訓練」などを活用し、時間や場所を限定しない手法を取り入れる。

ウ 勤務場所のポスター掲示など、日頃から視覚的に意識を高める。

エ 定期的に実地訓練を行い、行動を定着させる。

オ 災害が発生した場合は、関係者不在のなか利用者が対応することがあるため、利用者の目線で一連の行動を行い、安全を確保する措置がされているか確認を行う。

(2) 施設関係者が不在となる時間帯を想定し、火災の発生を覚知したのち、速やかに現場へ駆けつけ、応急対策を行う訓練を実施する。

6 外部事業者との連携

日常の点検を外部事業者が実施する場合は、委託契約等のなかで点検の実施について明記するなどし、確実に実施される体制を確保するとともに、自主検査の項目については、検査の目的や注意点などについても十分に周知し、適正に行われるようにする。